

平成28年度第1回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年4月11日(月) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2.3会議室

3. 出席委員

会長	23番	藪田 幸雄		
会長職務代理者	24番	田中喜一郎	25番	田中 洋司
委員	1番	竹内 明子	2番	岡田 孝明
	3番	多内 茂	4番	横山 和男
	5番	岡本 達眞	6番	勝原貴美恵
	7番	宮本彰太郎	8番	東口 守夫
	12番	木下祐一郎	13番	山崎 儀章
	14番	岩見 正明	15番	古井 淳二
	16番	田中 正則	17番	鎌谷 一也
	18番	谷口與理幸	19番	木原君太郎
	20番	有岡 正裕	21番	安藤 博子
	22番	澤田 俊雄		

4. 欠席委員 1名 11番 橋本金次郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 4番 横山 和男 5番 岡本 達眞
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
について
農地法施行規則該当転用届について
公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告につ
いて
- 第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 非農地証明について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
- 第7 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下 真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局

本日の欠席者は、1名です。

出席者数 22名です。定足数に達していますので、平成28年度第1回八頭町農業委員会を始めたいと思います。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、4番 横山 和男委員、5番 岡本 達眞委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが、最初に私から申し上げたいと思います。

我々の任期も残すところ約1年となりました。現在、農業委員会組織改革が進んでおります。鳥取県農業会議も体制が変更となり一般社団法人農業委員会ネットワーク機構の指定を受けられました。各市町村の農業委員会も変革していく時期になっております。5、6月で新体制について協議していき、6月にはある程度の骨格を決めていきたいと考えますので、皆様のご協力をお願いします。

それでは委員さん方で報告がありましたら、お受けしたいと思いません。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

それでは、報告を4件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は5件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。今月は1件です。200㎡未満の農業用倉庫です。農振農用地協議済みであり問題なしということで受理しました。

報告4 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について。1件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありますか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	続きますして、日程第3 議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。受付番号1-1について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>最初に申し訳ありませんが、土地利用計画図が議案から漏れておりました。本日お配りしていますのでご確認ください。すみませんでした。それでは説明をします。</p> <p>議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。</p> <p>農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1について説明します。</p> <p>土地の所在地 宮谷地内5筆 台帳地目 1筆は畑、他の筆はすべて田 現況地目 1筆は畑、他の筆はすべて田 面積 19㎡、49㎡、259㎡、22㎡、77㎡、合計426㎡ 一般住宅建築を転用目的とした所有権移転売買です。</p> <p>場所は、議案書2から4ページに図面を付けています。土地利用計画図は今日お配りした資料になります。理由につきましては、現在、市内のアパートで生活しているため、申請地に自宅を新築したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明により確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。</p> <p>申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。</p> <p>申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないことになっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。</p> <p>農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、許可しないことになっていますが、東側はため池ですし、西側は住宅</p>

地、南側は山林、北側は今回、非農地申請が提出されている公衆用道路と原野となっていますので、周囲に農地はありません。雨水は既設の道路側溝を使用しますし、汚水は公共下水へ接続します。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、4番 横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横山委員 4月4日に譲渡人、譲受人両者に確認をし、現地も確認しました。周囲に農地はなく、営農への影響はないと考えます。申請地内の現在は使用されていない水路については、払い下げを受けられた際に地域の方の了解を得られています。転用可能と考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号1-1について申請どおり決定いたします。以上で議案第1号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして日程第4 議案第2号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。

事務局 最初に、議案書の訂正をお願いします。議案書3筆目の現況地目が原野となっていますが、公衆用道路の間違いですので、訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。それでは説明をします。

議案第2号 非農地証明について

農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号1-1について説明します。

土地の所在地 大江地内9筆

2筆については登記地目 田、その他は畑 現況地目 1筆は公衆用道路、その他はすべて原野 面積 62㎡、152㎡、46㎡、882㎡、135

m²、119 m²、426 m²、13 m²、72 m²合計 1,907 m²

場所につきましては、議案書の 8 から 12 ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和 55 年月日不詳より耕作しておらず、現在、原野化しておりますし、1 筆については、公衆用道路の一部となっております。これらの農地は農振農用地区域外の第 2 種農地であり、公衆用道路は約 50 年前には設置されており、転用の事実行為から既に 20 年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと考えます。

他の農地については、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっております。

現地確認を安藤委員、谷口委員、田中洋司委員にお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、21 番安藤委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

安藤委員 4 月 7 日に申請人立会いの下、現地確認をおこないました。すべて山裾の農地であり、原野化しておりますし、数十年前の洪水で荒れてしまい、元に戻せない状態になっていきますので非農地で問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、受付番号 1-1 について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 1-1 について申請どおり決定いたします。続きまして受付番号 2-2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 2-2 について説明します。

土地の所在地 宮谷地内 2 筆 1 筆は登記地目 畑 現況地目 原野
もう 1 筆は登記地目 田 現況地目 公衆用道路
面積 84 m²、167 m² 合計 251 m²です。

場所につきましては、議案書の 8, 13, 14 ページに図面を付けています。

理由につきましては、平成 4 年月日不詳から耕作しておらず、1 筆

は公衆用道路、1筆は原野化しているとのことです。

これらの農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、転用の事実行為から既に20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと考えますし、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっています。

現地確認を横山委員、古井委員、田中喜一郎委員にお願いしました。

議長（会長） この件につきましては、4番横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横山委員 4月6日に申請人立会いの下、農業委員3名と事務局で現地確認を行いました。先ほどの5条申請の隣地になり関連する案件になります。現況は原野と道路になっています。道路に関しては、以前から集落の方も了解されており堤へ上がる道となっています。非農地で問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

澤田委員 農業委員会とは直接関係ないですが、堤、水路が近くにありますが災害が起こった際には、誰が責任をとるのでしょうか。

事務局 管理者だと思われます。

安藤委員 水路は宅地とフラットなのでしょうか。

横山委員 水路の堰は山林の一部となっています。先ほど5条申請のあった土地の駐車場予定地近くの水路の高さは2m弱程度だと思われます。

議長（会長） その他質問等ありますでしょうか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、受付番号2-2について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号2-2について申請どおり決定いたします。以上で議案第2号 非農地証明について審議を終わります。続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定

について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農用地利用集積計画案の決定について

八頭町長から平成28年3月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の15から25ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規15件、更新41件で、面積は、田144,795㎡ 畑16,037㎡ 合計160,832㎡です。

中間管理事業分は、新規3件で、面積は、田10,640㎡です。

59件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（会長）

受付番号1-1から43-43について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

質問・意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで、受付番号1-1から43-43について申請どおり決定します。

続きまして、受付番号44-44についてですが、本案件は、関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退室）

議長（会長）

それでは、受付番号44-44について審議を行います。意見・質問はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 44-44 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。 (関係委員入室)
議長 (会長)	続きまして、受付番号 45-45 から 56-56, 中間管理事業分 1-1 から 3-3 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	(報告なし)
議長 (会長)	質問・意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで、受付番号 45-45 から 56-56、中間管理事業分 1-1 から 3-3 について申請どおり決定します。以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。 続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号農用地利用配分計画案について説明をします。八頭町長より平成 28 年 3 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。 整理番号 1-1 から 3-3 について説明します。 先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 10,640 m ² を借受け希望のありました 1 名の担い手へ 2,847 m ² 、1 農事組合法人へ 4,756 m ² 配分するものです。
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見ありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょう

か。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、案どおり承認いたします。
以上で日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。
続きまして、日程第7 その他について事務局よりお願いします。

事務局 ●3月審議の転用案件について
●視察研修日程について
●次回 委員会は、5月11日(水)午後1時30分から船岡庁舎 会議室で行います。
以上です。

議長 (会長) その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 (なし)

議長 (会長) 無いようですので、以上で第1回農業委員会を終了します。

終了 (14時10分)